

# 神戸市立区民センター条例施行規則の一部改正について

## 1. 改正の概要

神戸市立区民センター条例第2条に規定する施設のうち、次期指定管理者の提案に基づき、

- 区民センター6館（東灘区民センター、葺合文化センター、生田文化会館、北区民センター、須磨区民センター、西区民センター）の休館日を「年末年始と第3月曜日」に
- 「東灘区民センター小ホール」の休館日を「年末年始と第2月曜日、第4月曜日」に
- 「灘区民ホール」の休館日を「年末年始」のみに変更します。

これにより、以下の効果が期待できます。

- ・ 開館日が増加することで、利用促進と市民サービスの向上を図ることができます。（区民センター6館、灘区民ホール）
- ・ サークル活動等を隔週で利用できるなど、利用促進と市民サービスの向上を図ることができます。（東灘区民センター小ホール）

## 2. 施行予定日

平成22年4月1日

## 3. 参 考

施設名	現 行	改正案
「区民センター」 東灘区民センター 葺合文化センター 生田文化会館 北区民センター 須磨区民センター 西区民センター	休館日 (1) 年末年始(12月28日から翌年1月4日まで) (2) <u>第1月曜日、第3月曜日及び第5月曜日</u> (3) 指定管理者がセンターの管理運営上必要があると認める日	(1) (変更なし) (2) <u>《削除》、第3月曜日、《削除》</u> (3) (変更なし)
東灘区民センター 小ホール	休館日 (1) 年末年始(12月28日から翌年1月4日まで) (2) <u>第1月曜日、第4月曜日</u> (3) 指定管理者がセンターの管理運営上必要があると認める日	(1) (変更なし) (2) <u>第2月曜日、第4月曜日</u> (3) (変更なし)
灘区民ホール	休館日 (1) 年末年始(12月28日から翌年1月4日まで) (2) <u>第4木曜日</u> (3) 指定管理者がセンターの管理運営上必要があると認める日	(1) (変更なし) (2) <u>《削除》</u> (3) (変更なし)